

第二十四条 規則

〔対象事項〕 規則は、この改正協定の実施に関する細目について規律する。規則は、特に次の事項に関する規定を含む。

(i) この改正協定において所定の事項であることが明示的に定められている事項
(ii) この改正協定の規定に関する更なる細目又はこの改正協定の規定を実施するために有用な細目

目 事務的な要件、事項又は手続

(2) 規則の特定の規定の修正

(a) 規則は、その特定の規定について全会一致によってのみ又は五分の四以上の多数による議決によつてのみ修正することができることを規定することができる。

(b) 規則の修正については、全会一致又は五分の四以上の多数による議決の要件を将来においてもは適用しないものとするためには、全会一致又は五分の四以上の多数による議決の要件を将来において適用するためには、五分の四以上の多数による議決を必要とする。

(c) この改正協定と規則との抵触

この改正協定と規則の規定とが抵触する場合には、この改正協定の規定が優先する。

第三章 改正及び修正

第二十五条 この改正協定の改正

〔改正会議〕 この改正協定は、締約国の会議によつて改正することができる。

(2) 特定の規定の改正又は修正 第二十一条から第二十三条まで及び次条の規定は、改正会議により又は次条の規定に従つて総会により修正することができる。

第二十六条 総会による特定の規定の修正

〔修正の提案〕 第二十一条から第二十三条まで及びこの条の規定の総会による修正の提案は、締約国又は事務局長が行うことができる。

(b) (a)に規定する提案は、総会による審議の遅くとも六箇月前までに、事務局長が締約国に送付する。

(2) 多数による議決

(1)に規定する条の規定の修正の採択は、四分の三以上の多数による議決を必要とする。ただし、第二十一条又はこの(2)の規定の修正の採択は、五分の四以上の多数による議決を必要とする。

(3) 効力発生

(a) (1)に規定する条の規定の修正は、(b)の規定が適用される場合を除くほか、当該修正が採択された時に総会の構成国であつて当該修正についての投票権を有していた締約国の四分の三から、それぞれその憲法上の手続に従つて行われた受諾についての書面による通告を事務局長が受領した後一箇月で効力を生ずる。

(b) 第二十一条(3)若しくは(4)又はこの(b)の規定の修正は、総会による採択の後六箇月以内いずれかの締約国が当該修正を受諾しない旨を事務局長に通告した場合には、効力を生じない。

(c) この(3)の規定に従つて効力を生ずる修正は、当該修正が効力を生ずる時に締約国であり、又はその後締約国となる全ての国及び政府間機関を拘束する。

第四章 最終規定

第二十七条 この改正協定の当事者となるための手続

〔資格〕 (2)及び(3)並びに次条の規定に従うことを条件として、次のものは、この改正協定に署名すること及びこの改正協定の当事者となることができる。

(i) 機関の加盟国

(ii) 政府間機関であつて、その設立条約が適用される領域において効果を有する意匠の保護を付与することができる官庁を維持するもの。ただし、当該政府間機関の構成国のうち少なくとも一つの国が機関の加盟国であり、及び当該加盟国の官庁が第十九条の規定に基づく通告の対象でない場合に限る。

(2) 批准又は加入

(1)に規定する機関の加盟国又は政府間機関は、次のものを寄託することができる。

(i) この改正協定に署名している場合には、批准書
(ii) この改正協定に署名していない場合には、加入書
〔寄託が有効となる日〕

(a) (b)から(d)までの規定が適用される場合を除くほか、批准書又は加入書(この(3)において「文書」と総称する)の寄託が有効となる日は、文書が寄託された日とする。

(b) 政府間機関の構成国であつて、当該政府間機関が維持する官庁を通じてのみ意匠の保護を付与することができるものの文書の寄託が有効となる日は、当該政府間機関の文書が寄託された日及び当該文書が寄託された日より遅い日である場合には、当該政府間機関の文書が寄託された日とする。

(c) 第十九条に規定する通告を含み、又は伴う文書の寄託が有効となる日は、当該通告を行った国の集団に属する国の最後の文書が寄託された日とする。

(d) いずれの国も、この改正協定の締約国となる資格を有する他の一の国若しくは一の政府間機関、他の二の国又は他の一の国及び一の政府間機関の文書も寄託されることができ、この場合において、これら他の国又は政府間機関については、その名称を明示する。当該宣言を含み、又は伴う文書は、当該宣言に明示する条件が満たされた日に寄託されたものとみなされる。ただし、当該文書は、当該宣言に明示する文書がそれ自体同種の宣言を含み、又は伴う場合には、当該同種の宣言に明示する条件が満たされた日に寄託されたものとみなされる。

(e) (d)の規定に基づいて行われた宣言は、いつでも、その全部又は一部を撤回することができる。その撤回は、事務局長が当該撤回の通告を受領した日に効力を生ずる。

第二十八条 批准及び加入の効力発生の日

〔考慮されるべき文書〕 この条の規定の適用上、前条(1)に規定する機関の加盟国又は政府間機関によつて寄託され、かつ、同条(3)の規定に従つてその寄託が有効となつた批准書又は加入書のみが考慮される。

(2) この改正協定の効力発生 この改正協定は、六の国が批准書又は加入書を寄託した後三箇月で効力を生ずる。ただし、国際事務局によつて収集された最新の年次統計において、当該六の国のうち少なくとも三の国のそれぞれが少なくとも次のいずれかの条件を満たしていなければならない。

(i) 意匠の保護を求める出願が当該国において及び当該国について三千以上行われていること。
(ii) 意匠の保護を求める出願が当該国において及び当該国について、当該国以外の国の居住者により千以上行われていること。

(3) 批准及び加入の効力発生

(a) この改正協定の効力発生の日この改正協定に拘束される。この改正協定の効力発生の日この改正協定に拘束される。

(b) その他の国又は政府間機関は、批准書若しくは加入書を寄託した日の後三箇月で、又はこれらの文書に明示されたそれ以降の日、この改正協定に拘束される。

第二十九条 留保の禁止

この改正協定に対するいかなる留保も、認められない。

第三十条 締約国が行う宣言

〔宣言が行われる時〕 第四条(1)(b)、第五条(2)(a)、第七条(2)、第十一条(1)、第十三条(1)、第十四条(3)、第十六条(2)又は第十七条(3)(c)の規定に基づく宣言は、次の時に行うことができる。

(i) 第二十七条(2)に規定する文書の寄託の時。この場合には、当該宣言は、当該宣言を行った国又は政府間機関がこの改正協定に拘束される日に効力を生ずる。

(ii) 第二十七条(2)に規定する文書の寄託の後。この場合には、当該宣言は、事務局長が当該文書を受領した日の後三箇月で、又は当該宣言において明示されたそれ以降の日、効力を生ずる。もっとも、その効力が生ずる日以降の日を国際登録の日とする国際登録の日についてのみ適用する。